

【制度施行5年を迎えた裁判員裁判への大分県民の参加について】

平成21年5月21日に裁判員制度が施行されてから、平成26年5月31日までの5年間に、大分地裁では、殺人事件や強盗致傷事件など52件（59人）の裁判員裁判が行われました。この52件の裁判で、県内から6,295人が裁判員候補者として選定され、そのうち1,661人が選任手続期日に出席し、413人（注1）が裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加されました。多くの県民の皆様のご協力に感謝するとともに、この紙面を借りて裁判員裁判の5年間の状況をお知らせしようと思います。

大分では、平均して月に1回余りの裁判員裁判の判決が言い渡されています。裁判員裁判の対象となった事件の罪名は図表1のとおりで、殺人罪が最も多く、強盗致傷罪を加えるとこの2罪だけで全体の約半数となります。この傾向は全国的な傾向とほぼ一致します。

次に、裁判員を決める手続についてですが、まず、衆議院議員選挙人名簿に登録された人の中から、くじによる無作為抽選で裁判員候補者名簿に登録する人が選ばれます。平成26年度の大分県の裁判員候補者名簿記載者数は、1,900人であり、これは大分県内の選挙人名簿登録者約518人に1人の割合です。そして、個別の事件で裁判員裁判の日程が決まると、2度目のくじにより、審理する事件ごとに裁判員候補者名簿の中から一定数の候補者が無作為に選ばれます。大分では、平成26年5月末までに選定された裁判員候補者は前述のとおり、6,295人でした。しかし、このうち4,241人の方については、選任手続が開かれる前の書面のやり取りによって、辞退等が認められました。辞退事由として割合が多いのは、順に、年齢70歳以上や学生、事業における重要業務、疾病障害、介護養育等の事由です。

辞退が認められた方やその他の事由により呼び出さない措置、呼出取消をした方以外の方には選任手続期日への出席をお願いしました。出席をお願いした候補者数は5年間で合計2,054人ですが、このうち、平均で80.9パーセントの方の

出席をいただきました。この出席率は5年の間で大きな変動はみられません。

選任手続期日は非公開で、大分では、裁判長から辞退を希望するか否か、辞退を希望する場合には、その理由などをお聞きしていることが多いようです。この段階で辞退が認められた方は、229人でした。このようにして最終的に残った裁判員候補者の中から、無作為に裁判員6人と補充裁判員が選任されます。補充裁判員の数は審理期間等に応じて決められますが、多くの事件では2人選任されています。

裁判員候補者のうち、最終的に辞退を認められた方の割合は、平成22年は63.3パーセントでしたが、平成25年には68.8パーセントに達しており、辞退率は年々増加の傾向にあります。

選任された裁判員の年齢、職業、性別は、図表2のとおりであり、ほぼ通常の社会の構成を反映したものになっています。

選任された裁判員と補充裁判員は、その後、連日開廷される審理及び評議に参加していただき、最終的な判断をしていただくこととなります。第1回公判期日から判決までの日数(注2)は、3日以内22人、4日から5日13人、6日以上10日以内22人、11日以上15日以内1人、16日以上20日以内1人、21日以上0人です。自白事件の場合は平均で4.4日、否認事件の場合は平均で6.8日かかっており、全体の平均は5.4日となっています。

審理についての裁判員の受け止め方をみると、大分では、図表3のとおり、審理内容が理解しやすかったとされる方の割合は平成22年の71.7パーセントをピークに低下していましたが、平成25年は63.3パーセントとなっています。また、評議で話しやすい雰囲気であったとされる方及び評議において十分議論ができたとされる方の割合は、図表4のとおりおおむね80パーセント近くとなっています。

更に裁判員裁判の判決結果をみると、無期懲役が2人、有期懲役が57人(うち、執行猶予が13人)、死刑及び無罪は0人となっています。この5年間の判決人員は59人(他に死亡による公訴棄却が2人あります。)で、このうち16人が判決

を不服として控訴しています。

図表5のとおり、これまで裁判員や補充裁判員に選任された方の50.3パーセントは、選任前は裁判員を「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と答えています。しかし、裁判員や補充裁判員として裁判に参加した後では、96.6パーセントの人が「非常に良い経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と答えています。この傾向は、この5年間で余り変化はありません。

これまで見たところからすれば、大分における裁判員裁判は、ほぼ順調な経過をたどって、定着しつつあると評価していいと思います。裁判員候補者は、選任手続への出席のほか、裁判員及び補充裁判員に選任されると第1回公判期日から判決まで一定の期間仕事を休んだり、平素の生活から離れた職務に就いていただくこととなります。しかも、その職務は、被告人が有罪か無罪かを決し、有罪であればどのような刑を科するのかを決める重要なものです。それだけに、裁判員に選任された方はいずれも熱心な評議をされていたと聞いています。この5年間の裁判員裁判の歩みは、このような県民の皆様の御協力と熱意に支えられたものでした。

もっとも、辞退率が上昇し、昨年は上昇したものの審理が分かりやすかったとす
る人の割合が減少していることは、やや気になるところです。また、今後、大分
においてもこれまで以上に複雑で困難な判断が必要とされる事件や、極めて重大な事
件が係属することがあるかもしれません。このような事件においても、裁判員の
方々には、評議を尽くしていただくことが重要であり、その前提として審理の内容
を十分理解していただく必要があります。見て、聞いて、分かる審理を目指すべき
ことは、刑事裁判全般の問題ですが、特に裁判員裁判では、今後、法曹三者全体が
協力してその実現に当たるべき大きな課題です。また、量刑の判断、困難な事実の
認定など、日ごろ経験しない刑事事件に向き合う際の裁判員の心理的負担のケアも、
司法関係者が常に忘れることなく心がけるべきものです。そして、このような裁判
員裁判、刑事裁判の実態を、国民の方にお知らせしていくことも重要であると考え
ています。

最後になりますが、5年が経過したとはいえ、未だ裁判員裁判は始まったばかりです。これまで大分で審理された裁判員裁判を振り返るだけでも、裁判員への時間的な負担のように、この制度に内在する問題のほかにも、審理が分かりやすかったとする裁判員の割合の減少という、審理や評議のあり方に係わる問題があることが見て取れます。この問題は、公判の開始前に行われる公判前整理手続段階での主張や証拠の整理の仕方にも工夫の余地があることを示しているといえるでしょう。さらに今後は、これまで大分では見られなかった新たな課題が浮上する可能性もあります。裁判所は、県民の皆様の大きな尽力によってこの制度が支えられていることを肝に銘じ、個々の事件においてその課題の克服に向けた努力を続ける必要があることを痛感しています。

(注1) 補充裁判員から裁判員に選任された場合は重複して計上しました。

(注2) 土日も含みます。なお、裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員の参加する合議体で審理されて終局した場合は、裁判員が参加して審理が行われた期間の日数としました。

※本文についての注意

1. 本文中の被告人の人数は実人員で、同一の被告人について複数の起訴があってそれらの事件の審理が併合されたまま終局したときは1人として計上し、2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは、手続及び判決が1つであっても2人として計上しています。
2. 本文中の裁判員候補者の人数は延べ人員で、複数の被告人の事件を併合して審理した場合には、被告人の数に応じて重複して計上することがあります。

※図表2ないし5についての注意

1. 「n」は質問に対する総回答数であり、%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数で

ある。

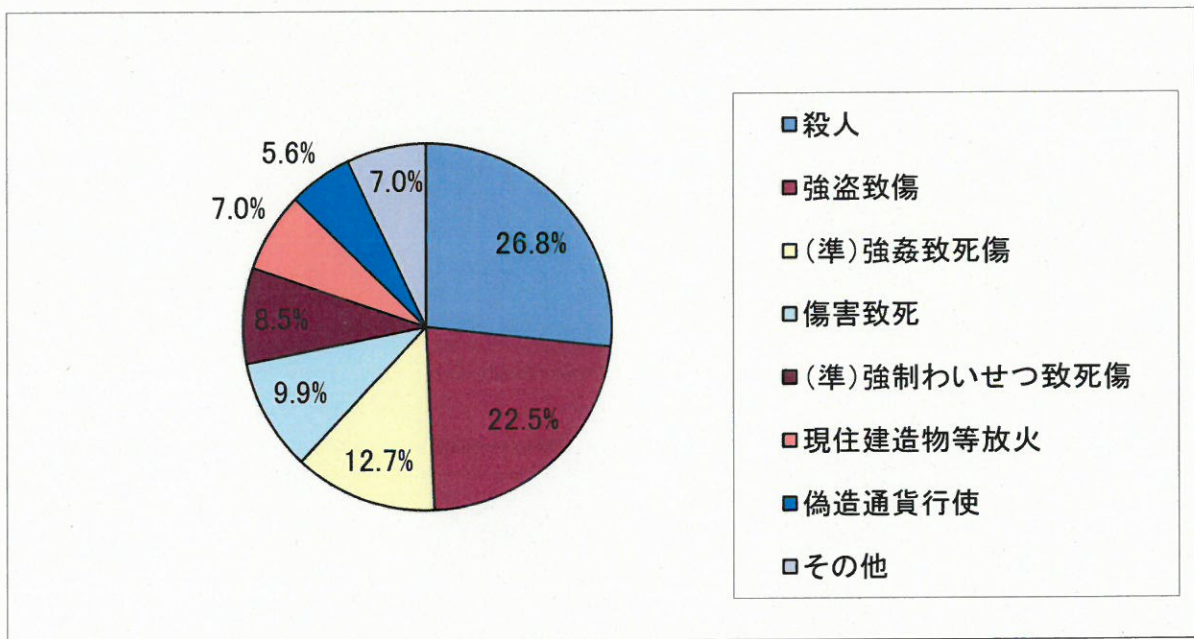
2. 集計値（比率）は小数点第二位を四捨五入しているため、各比率の合計は100%にならない場合がある。

3. 集計結果上、表記している「不明」とは、無回答や回答拒否等により質問選択肢での回答を得られなかった場合を示す。

(図表1) 新受人員の内訳(罪名別)

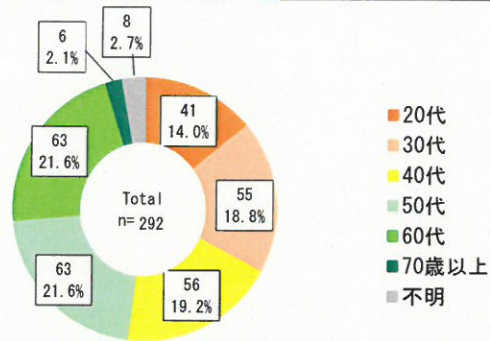
	割合	累計 (H21～H26.5)
総数	100.0%	71
殺人	26.8%	19
強盗致傷	22.5%	16
(準)強姦致死傷	12.7%	9
傷害致死	9.9%	7
(準)強制わいせつ致死傷	8.5%	6
現住建造物等放火	7.0%	5
偽造通貨行使	5.6%	4
その他	7.0%	5

- (注) 1 追起訴を含む延べ人員である。
2 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
3 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
4 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
5 速報値である。

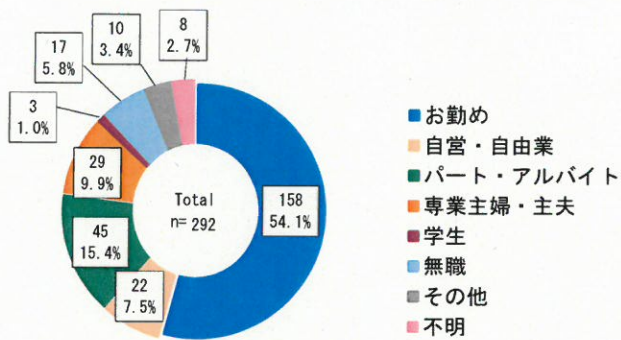


(図表2) 裁判員の属性

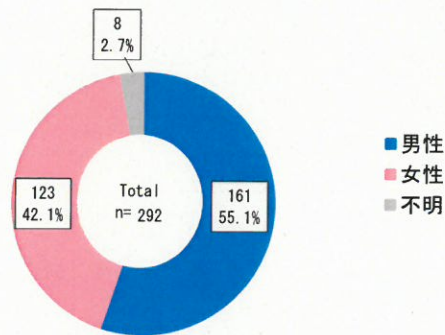
年齢



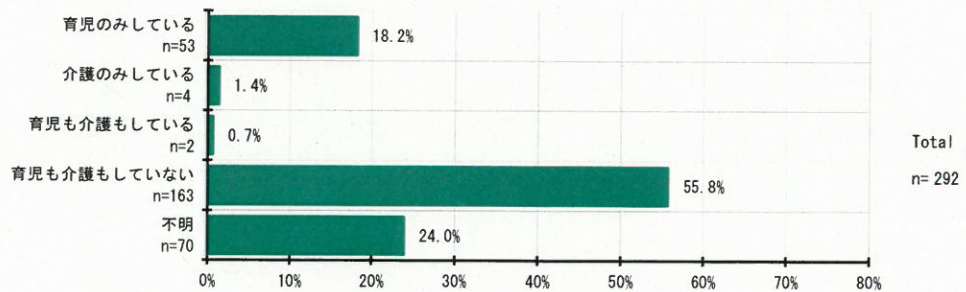
職業



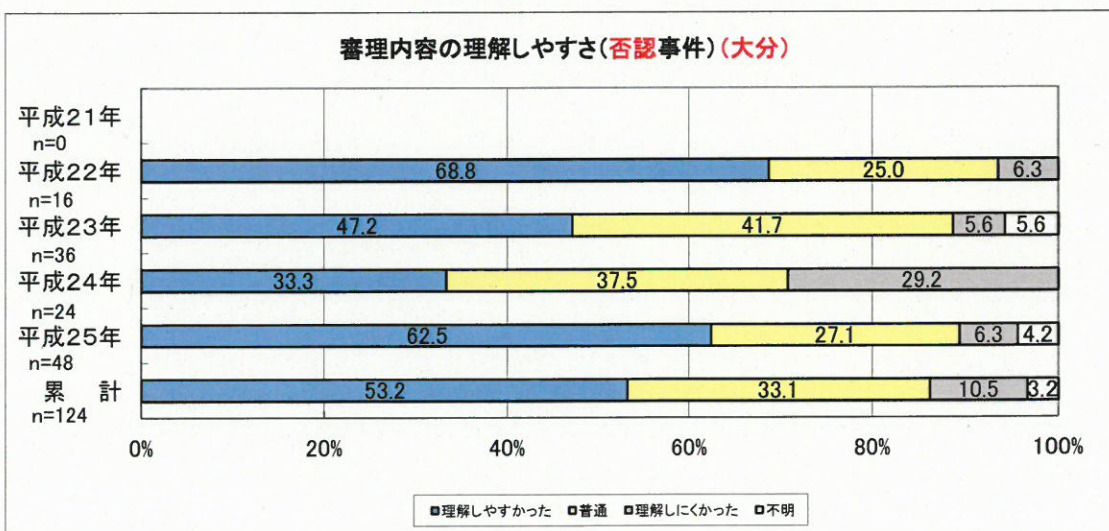
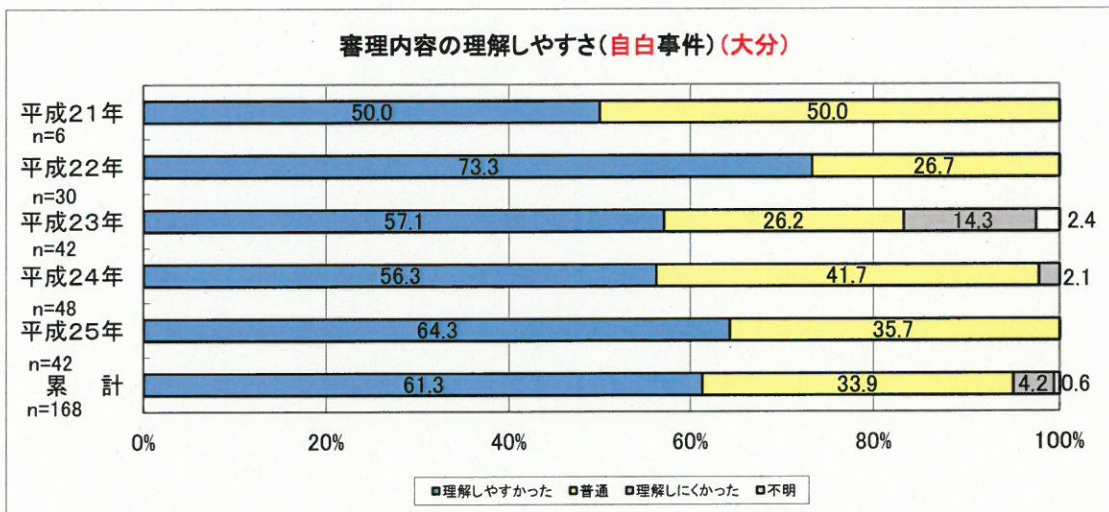
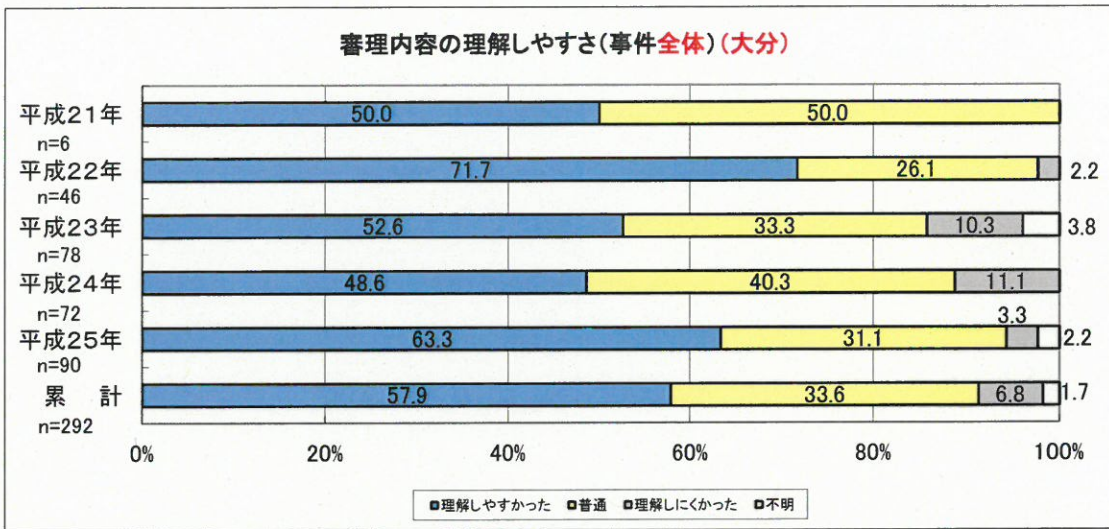
性別



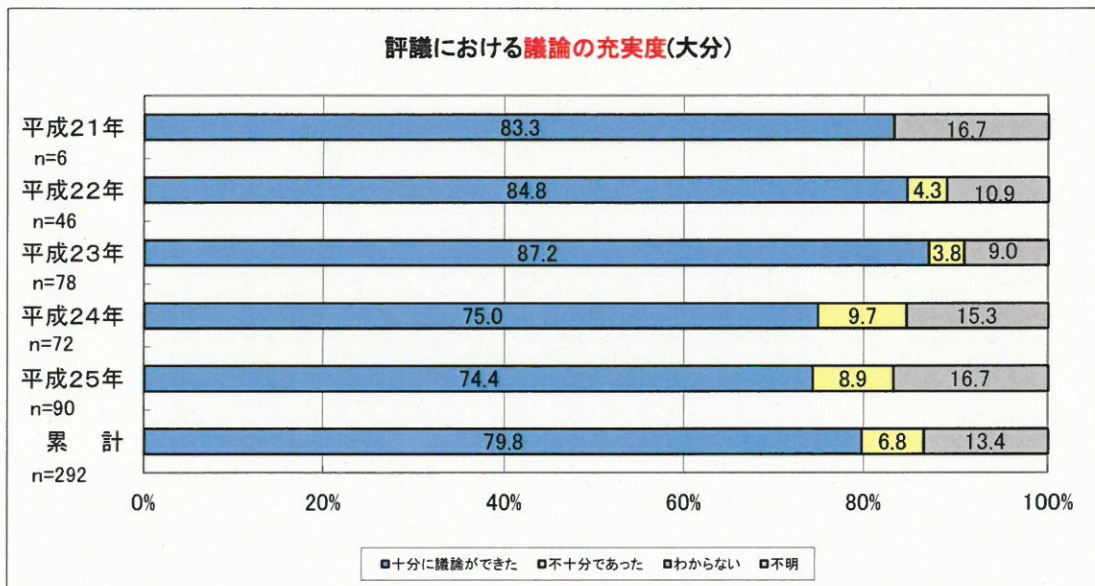
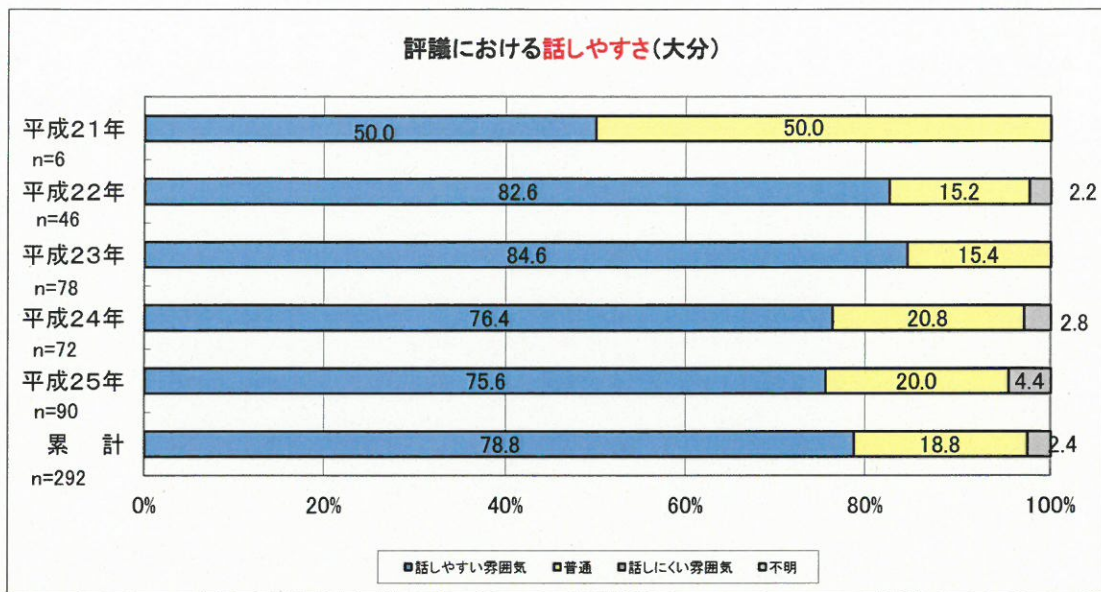
育児・介護



(図表3) 審理内容の理解のしやすさについての裁判員経験者に対するアンケート結果の推移(自白否認別)



(図表4) 評議における話しやすさ及び議論の充実度についての裁判員経験者に対するアンケート結果の推移



(図表5) 裁判員として裁判に参加した前後の気持ちについての裁判員経験者に対するアンケート結果の推移

